○寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例施行規則 令和5年9月1日 規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理等に関する条例(令和5年寄居町条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例 による。

(事業により影響を受ける範囲及び対象者)

- 第3条 条例第2条第7号ア及びイの規則で定める範囲は、事業区域に隣接 する範囲とする。
- 2 条例第2条第7号エの規則で定める一定の影響を受ける者は、太陽光発電設備から生じる太陽光の反射光又は当該反射光から生じる熱により、一定の影響を受けるものとする。

(抑制区域)

第4条 条例第7条第2項の抑制区域は、別表に掲げる区域とする。

(事業計画標識の設置)

- 第5条 条例第8条第1項及び第2項の標識は、太陽光発電設備設置計画に 関する標識 (様式第1号) により行うものとする。
- 2 条例第8条第3項に規定する届出は、当該標識を設置又は内容を変更した日から7日以内に、太陽光発電設備設置計画に関する標識(設置・内容変更)届出書(様式第2号)により行うものとする。

(事前協議の手続)

- 第6条 条例第9条第1項に規定する事前協議は、事前協議書(様式第3号) により行うものとする。
- 2 条例第9条第3項の協定は、次に掲げる事項について、協定するものと する。
  - (1) 生活環境の保全に関する事項
  - (2) 災害発生の防止及び安全対策に関する事項
  - (3) 太陽光発電設備及び事業区域の管理に関する事項
  - (4) 事業承継の効力に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項 (地域住民等への説明会の開催)
- 第7条 事業者は、条例第10条第1項の説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催するときは、次に掲げる措置を行わなければならない。

- (1) 地域住民等への説明会の開催の通知
- (2) 説明会に参加できない者からの意見の収集
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める措置
- 2 事業者は、説明会において、次に掲げる事項を説明しなければならない。
  - (1) 太陽光発電事業の趣旨及び事業計画の内容
  - (2) 設置工事中の粉じん、騒音及び振動についての対策
  - (3) 資材、廃材等の搬出入を含む管理方法
  - (4) 安全対策、防災等の措置
  - (5) 維持管理の方法及び非常時の対応
  - (6) 発電事業終了時の撤去及び廃棄の方法
  - (7) 事業区域の周辺環境に及ぼす影響及びその対策
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 3 条例第10条第2項に規定する報告は、説明会開催予定報告書(様式第4号)により行うものとする。
- 4 条例第10条第3項に規定する報告は、説明会開催結果報告書(様式第5号)により行うものとする。

(意見の報告)

第8条 条例第11条第2項に規定する報告は、地域住民等意見報告書(様式第6号)により行うものとする。

(地域住民等との協議)

第9条 条例第12条第2項に規定する報告は、地域住民等協議報告書(様式第7号)により行うものとする。

(事業計画の届出)

- 第10条 条例第13条第1項に規定する事業計画の届出は、事業計画届出書(様式第8号)により行うものとする。
- 2 条例第13条第2項に規定する届出は、事業計画変更届出書(様式第9 号)により行うものとする。
- 3 条例第13条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 条例第13条第1項の規定による届出事項のうち、設置工事の着手予 定日を当該着手予定日より遅い日に変更する場合
  - (2) 条例第13条第1項の規定による届出事項のうち、工作物の構造耐力上主要な部分以外の部分(太陽光パネルに係るものを除く。)の材料又は構造を変更する場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に認める場合 (適正な設置)
- 第11条 条例第14条の適正な設置とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 太陽光発電設備は、関係法令及び条例等に基づき設置を行うこと。

- (2) 太陽光発電設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないよう配慮すること。
- (3) 太陽光発電設備は、低反射で周辺の環境と調和する色彩のものを使用すること。
- (4) 太陽光発電設備の設置には、自然環境及び生態系に配慮すること。
- (5) 災害防止の観点から急傾斜地への太陽光発電設備の設置は避けること。
- (6) 住宅地に近接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、騒音、熱、 光の反射等に配慮し、事業区域の境界から後退させ、植栽を設けて遮へ いする等の対策をとること。
- (7) 道路に接する場所に太陽光発電設備を設置する場合は、道路の見通しの妨げに配慮し、事業区域の境界から後退させ、植栽を設けて遮へいする等の対策をとること。
- (8) 事業区域内に雨水浸透施設、調整池又は排水施設等を設置すること。
- (9) 事業区域内からの土砂の流出及び事業区域内の地盤の崩壊を防止する対策をとること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの (工事完了の届出)
- 第12条 条例第15条第1項に規定する届出は、設置工事完了(中止)届 出書(様式第10号)により行うものとする。
- 2 条例第15条第2項に規定する通知は、設置工事検査済通知書(様式第 11号)により行うものとする。

(廃止の届出書)

- 第13条 条例第16条第1項に規定する届出は、太陽光発電事業廃止届出 書(様式第12号)により行うものとする。
- 2 条例第16条第3項に規定する届出は、太陽光発電事業廃止完了届出書 (様式第13号)により行うものとする。

(地位の承継)

第14条 条例第17条第2項に規定する届出は、太陽光発電事業地位承継届出書(様式第14号)により行うものとする。

(適正な維持管理)

- 第15条 条例第19条の適正な維持管理とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 太陽光発電設備について、関係法令及び条例等に基づいた保守点検を行うこと。
  - (2) 資金計画に基づく事業区域の維持管理並びに太陽光発電設備の修理及び廃棄の費用の積立等を行うこと。
  - (3) 太陽光発電設備により、周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための対策を速やかに講じること。
  - (4) 災害その他の事由により太陽光発電設備等が破損した場合は、速やか

に復旧又は撤去を行うこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの (標識の設置)
- 第16条 条例第20条第1項及び第2項の標識は、再生可能エネルギー発 電事業の発電設備(様式第15号)により行うものとする。
- 2 条例第20条第3項に規定する届出は、当該標識を設置又は内容を変更 した日から7日以内に標識(設置・内容変更)届出書(様式第16号)に より行うものとする。

(立入調査等)

第17条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第 17号)のとおりとする。

(指導、助言及び勧告等)

- 第18条 条例第23条第1項の指導及び助言は、太陽光発電設備設置事業 指導・助言通知書(様式第18号)により行うものとする。
- 2 条例第23条第2項に規定する勧告は、太陽光発電設備設置事業改善勧告書(様式第19号)により行うものとする。
- 3 条例第23条第3項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業改善報告書(様式第20号)により行うものとする。 (公表)
- 第19条 条例第24条第2項に規定する通知は、公表に関する意見陳述の機会付与通知書(様式第21号)により行うものとし、同項の意見を述べる機会は、公表に関する意見書(様式第22号)により行うものとする。 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

根拠法令等		区域の名称等
1	文化財保護法(昭和25年法	(1) 重要文化財(建造物その他の土
	律第214号)第27条第1	地の定着物と一体のものとして重
	項、第57条第1項、第93	要文化財に指定された土地を含
	条第1項及び第109条第1	t.)
	項	(2) 登録有形文化財(建造物その他
		の土地の定着物と一体のものとし
		て登録文化財に登録された土地を
		含む。)
		(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地
		(4) 国指定史跡名勝天然記念物の
		指定地
2	埼玉県文化財保護条例(昭和	(1) 県指定有形文化財(建造物と
	30年埼玉県条例第46号)	一体をなしてその価値を形成し
	第5条第1項、第31条第1	ている土地を含む。)
	項及び第37条第1項	(2) 県指定史跡名勝天然記念物の
		指定地
		(3) 県指定旧跡の指定地
3	寄居町文化財保護条例(昭和	(1) 町指定有形文化財(建造物と
	32年寄居町条例第77号)	一体をなしてその価値を形成し
	第5条第1項及び第2項	ている土地を含む。)
		(2) 町指定史跡名勝天然記念物の
		指定地
		(3) 町指定旧跡の指定地
4	鳥獣の保護及び管理並びに狩	鳥獣保護区
	猟の	
	適正化に関する法律(平成1	
	4年法律第88号)第28条	
	第1項	
5	ふるさと埼玉の緑を守り育て	寄居町櫛挽ふるさとの緑の景観地
	る条例(昭和54年埼玉県条	の指定地
	例第10号)第7条第1項	
6	農地法(昭和27年法律第2	(1) 農用地区域内の農地
	29号)第4条第6項第1号	(2) 第1種農地(営農型発電設備
	イ及びロ	の下部の農地を除く。)

7	森林法(昭和26年法律第2	(1) 地域森林計画対象区域
	49号)第5条第2項及び第	(2) 保安林の区域
	25条第1項	
8	土砂災害警戒区域等における	(1) 土砂災害警戒区域
	土砂災害防止対策の推進に関	(2) 土砂災害特別警戒区域
	する法律(平成12年法律第	
	57号)第7条第1項及び第	
	9条第1項	
9	地すべり等防止法(昭和33	地すべり防止区域
	年法律第30号)第3条第1	
	項	
10	砂防法(明治30年法律第2	砂防指定地
	9 号) 第 2 条	
11	急傾斜地の崩壊による災害の	急傾斜地崩壊危険区域
	防止に関する法律(昭和44	
	年法律第57号)第3条第1	
	項	
12	河川法(昭和39年法律第1	(1) 河川区域
	67号)第6条第1項及び第	(2) 河川保全区域
	54条第1項	
13	埼玉県立自然公園条例(昭和	県立自然公園の区域
	33年埼玉県条例第15号)	
	第4条第1項	